

(仮称) えりも地区風力発電事業
環境影響評価方法書についての
意見の概要と当社の見解

令和3年3月

株式会社 afterFIT

目 次

I 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
1. 環境影響評価書の公告及び縦覧	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所	1
(4) 縦覧期間	2
(5) 縦覧者数	2
2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催	2
(1) 公告の日及び公告方法	2
(2) 開催日、開催場所及び来場者数	2
3. 環境影響評価方法書についての意見の把握	3
(1) 意見書の提出期間	3
(2) 意見書の提出方法	3
(3) 意見書の提出状況	3
II 環境影響評価方法書について提出された環境保全の見地からの意見の概要と 当社の見解	4

別紙1：日刊新聞紙における公告

別紙2：インターネットによるお知らせ((株)afterFITのホームページ)

別紙3：インターネットによるお知らせ(北海道のホームページ)

別紙4：広報紙等によるお知らせ

(「広報えりも12月号」及び「様似町お知らせ1月15日号」折り込み)

別紙5：ご意見記入用紙

I 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第 7 条の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価方法書を作成した旨等を公告し、公告の日から起算して 1 ヶ月間縦覧に供した。

(1) 公告の日

令和 3 年 1 月 13 日(水)

(2) 公告の方法

① 日刊新聞による公告(別紙 1 参照)

令和 3 年 1 月 13 日(水)付で、下記日刊紙に「お知らせ」広告を掲載した。

- ・ 北海道新聞 札幌本社版 (朝刊:29 面)

② インターネットによるお知らせ

令和 3 年 1 月 13 日(水)から令和 3 年 2 月 12 日(金)までの期間、下記のホームページに「お知らせ」を掲載した。

- ・ (株)afterFIT のホームページ(別紙 2 参照)

<http://www.afterfit.co.jp>

また、下記のホームページに情報が掲載された。

- ・ 北海道のホームページ(別紙 3 参照)

http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/assesshp/project_hou61_erimochiku_huuryoku.htm

③ 広報紙等によるお知らせ

令和 2 年 12 月 2 日発行「広報えりも 12 月号」及び令和 3 年 1 月 15 日発行「様似町お知らせ」に「お知らせ」を差し込みした。(別紙 4 参照)

(3) 縦覧場所

関係自治体庁舎の 3 箇所において縦覧を行った。また、インターネットの利用により縦覧を行った。

① 関係自治体庁舎での縦覧

- ・ えりも町役場 企画課(幌泉郡えりも町字本町 206 番地)
- ・ 様似町役場 企画調整課(様似郡様似町大通一丁目 21 番地)
- ・ 北海道日高振興局 保健環境部環境生活課(浦河郡浦河町栄丘東通 56)

② インターネットの利用による縦覧

- ・ (株)afterFIT ホームページ

<http://www.afterfit.co.jp>

(4) 縦覧期間

- ・ 縦覧期間:令和 3 年 1 月 13 日(水)から令和 3 年 2 月 12 日(金)まで
(土曜日・日曜日・祝日を除く。)
- ・ 縦覧時間:午前 9 時から午後 5 時まで

なお、インターネットの利用による縦覧については、終日アクセス可能な状態とした。
縦覧期間中の当該ページへのアクセス数は、705 回であった。

(5) 縦覧者数

縦覧者数(縦覧者名簿記載者数)は 1 名で、各縦覧場所別の縦覧者数は以下のとおりである。

- ・ えりも町役場 0 名
- ・ 様似町役場 1 名
- ・ 日高振興局 0 名

2 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第 7 条の 2 の規定に基づき、環境影響評価方法書の記載事項を周知するための説明会を、新型コロナ感染拡大防止の観点から、双方向のオンライン形式にて開催した。

(1) 公告の日及び公告方法

説明会の開催公告は、環境影響評価方法書の縦覧等に関する公告と同時に行った。
(別紙 1、別紙 2、別紙 3、別紙 4 参照)

(2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

〔えりも町〕

- ・ 開催日時:令和 3 年 1 月 24 日(日)午後 1 時から午後 2 時 50 分
- ・ 開催場所:えりも町福祉センター(北海道幌泉郡えりも町本町 357 番地)
- ・ 来場者数:4 名

〔様似町〕

- ・ 開催日時:令和 3 年 2 月 7 日(日)午後 1 時から午後 3 時
- ・ 開催場所:様似町中央公民館(北海道様似群様似町大通 1 丁目 21 番地)
- ・ 来場者数:16 名

3 環境影響評価方法書への意見の把握

「環境影響評価法」第 8 条の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

令和 3 年 1 月 13 日(水)から令和 3 年 2 月 26 日(金)まで
(郵送の受付は当日消印まで有効とした。)

(2) 意見書の提出方法

環境保全の見地からの意見について、以下の方法により受け付けた。(別紙 5 参照)

- ① 縦覧場所に設置した意見箱への投函
- ② (株)afterFIT への書面の郵送
- ③ 説明会会場に設置した意見箱への投函

(3) 意見書の提出状況

提出された意見書の総数は 4 通(内 3 通は郵送、1 通は説明会会場での投函)、意見の総数は 45 件であった。

Ⅱ．環境影響評価方法書の環境保全の見地からの提出意見の概要と当社の見解

「環境影響評価法」第 8 条第 1 項の規定に基づき、当社に対して意見書の提出により述べられた環境の保全の見地からの意見は 44 件であった。

「環境影響評価法」第 9 条及び「電気事業法」第 46 条の 6 第 1 項の規定に基づく、方法書についての意見の概要並びにこれに対する当社の見解は、次のとおりである。

表－１（１） 住民等からの意見及び事業者の見解（意見書 1）

No.	一般の意見	事業者の見解
1	■1.意見は要約しないこと 意見書の内容は、事業者（株式会社 afterFIT）及び委託先（不明）の判断で削除または要約しないこと。削除または要約することで貴社側の作為が入る恐れがある。作為が入れば、環境保全上重要な論点がすり替えられてしまう。よって事業者見解には、意見書を全文公開すること。また同様の理由から、以下に続く意見は「ひとからげ」に回答せず、「それぞれに回答すること」。また、本意見書の内容については「順番を並び替えること」もしないで頂きたい。	いただいたご意見につきましては、要約せず、全文を公開いたします。 また、ご意見それぞれに回答し、順番の並び替えもいたしません。
2	■2.コウモリ類の保全措置について 『新たな知見（2020年に出版された文献）』によれば、コウモリ類の保全措置はカットイン風速（風力発電機が発電を開始する風速）の値を上げることと風車を風と平行にすること（フェザリング）が記載されている（※）。事業者は『最新の知見を踏まえて保全措置を検討する』という。よって、本事業においては、「カットイン風速を上げることとフェザリングすること」をコウモリの保全措置として実施して頂きたい。 ※「コウモリ学 適応と進化」p229（2020年8月、船越公威）	コウモリ類の環境保全措置については、今後の環境影響評価の手続きの中で、専門家ヒアリングを踏まえて現地調査を実施し、影響の程度を予測した上で、実施時期も含めて検討いたします。 また、影響が想定される場合には再度専門家ヒアリングを実施し、実行可能な範囲内で影響の回避又は低減を図りたいと考えております。
3	■3.本事業で採用する風力発電機はカットイン風速（発電を開始する風速）未満であってもブレードが回転するのか？ 仮に採用機種が未定であれば、バットストライクの予測は「カットイン風速未満であってもブレードが回転する」前提で行うこと。 （理由：コウモリ類の保全上必要な諸元のため）	現段階では、採用する予定の風力発電機は決定しておりません。

表－１（２） 住民等からの意見及び事業者の見解（意見書１）

No.	一般の意見	事業者の見解
4	■4.回避措置（ライトアップアップの不使用）について ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。国内で報告されたバットストライクの事例は以下のものがあつた。実際にはスカベンジャーによる持ち去りや未踏査エリアの存在、調査者の見落としなどによりさらに大量のコウモリが死んでいるものと予測される。これについて事業者の考えを述べて頂きたい。 ※45個体(4種、1～32個体)、2015,07までに調べた6事業「風力発電施設でのバットストライク問題」（河合久仁子、ワイルドライフ・フォーラム誌22(1)、9-11,2017) ※ヒナコウモリ2個体、アブラコウモリ1個体、合計3個体、「静岡県西部の風力発電所で見つかったコウモリ類2種の死骸について」（重昆達也ほか、東海自然誌(11)、2018)静岡県 ※ヒナコウモリ3個体「大間風力発電所建設事業環境の保全のための措置等に係る報告書」(平成30年10月、株式会社ジェイウインド) 青森県 ※コテングコウモリ1個体、ヤマコウモリ2個体、ユビナガコウモリ2個体、ヒナコウモリ4個体 合計9個体「高森高原風力発電事業 環境影響評価報告書」（平成31年4月、岩手県） ※コヤマコウモリ5個体、ヒナコウモリ3個体 合計8個体、「（仮称）上ノ国第二風力発電事業環境影響評価書（公開版）」（平成31年4月 株式会社ジェイウインド上ノ国）北海道 ※ヒナコウモリ5個体、アブラコウモリ2個体、ホオヒゲコウモリ属の一種1個体、コウモリ類1個体 合計9個体「能代風力発電所リプレイス計画に係る環境影響評価準備書」（令和元年8月、東北自然エネルギー株式会社）秋田県 ※ヒナコウモリ4個体、アブラコウモリ2個体、種不明コウモリ2個体、合計8個体「横浜町雲雀平風力発電事業供用に係る事後調査報告書」（令和元年12月、よこはま風力発電株式会社）青森県 ※ヤマコウモリ1個体、ヒナコウモリ属1個体 合計2個体「石狩湾新港風力発電所環境影響評価事後調査報告書」（2020年2月、コスモエコパワー株式会社）北海道 ※ヤマコウモリ3個体、ヒナコウモリ2個体、アブラコウモリ2個体、合計7個体「能代地区における風力発電事業供用に係る事後調査報告書（第2回）」（令和2年4月、風の松原自然エネルギー株式会社）秋田県 ※ヒナコウモリ3個体「姫神ウィンドパーク事業事後調査報告書」（令和2年10月 コスモエコパワー株式会社）岩手県	コウモリ類の環境保全措置については、今後の環境影響評価の手続きの中で、専門家ヒアリングを踏まえて現地調査を実施し、影響の程度を予測した上で検討いたします。 また、影響が想定される場合には再度専門家ヒアリングを実施し、実行可能な範囲内で影響の回避又は低減を図りたいと考えております。

注：一般の意見者は、原文のまま記載した。

表－１（３） 住民等からの意見及び事業者の見解（意見書１）

No.	一般の意見	事業者の見解
5	■5.コウモリ類の保全措置として「稼働制限」を実施して欲しい 国内では、すでに多くの風力発電事業者が、コウモリ類の保全措置としてフェザリング（風力発電機のブレードを風に対して並行にし回転を止めること）やカットイン風速（発電を開始する風速）を上げるなどの稼働制限を行うことを表明した。本事業でも実施して頂きたい。	コウモリ類の環境保全措置については、今後の環境影響評価の手続きの中で、専門家ヒアリングを踏まえて現地調査を実施し、影響の程度を予測した上で検討いたします。 また、影響が想定される場合には再度専門家ヒアリングを実施し、実行可能な範囲内で影響の回避又は低減を図りたいと考えております。
6	■6.コウモリの保全措置（低減措置）は「カットイン風速の値を上げること及びフェザリング」が現実的 「コウモリの活動期間中にカットイン風速（発電を開始する風速）の値を上げること及び低風速時にフェザリング（風力発電機のブレードを風に対して並行にし回転を止めること）すること」がバットストライクを低減できる、「科学的に立証された保全措置※」である。 ※ Effectiveness of Changing Wind Turbine Cut-in Speed to Reduce Bat Fatalities at Wind Facilities Final Report, Edward B. Arnett and Michael Schirmacher.2010	コウモリ類の環境保全措置については、今後の環境影響評価の手続きの中で、専門家ヒアリングを踏まえて現地調査を実施し、影響の程度を予測した上で検討いたします。 また、影響が想定される場合には再度専門家ヒアリングを実施し、実行可能な範囲内で影響の回避又は低減を図りたいと考えております。
7	■7.フェザリングの閾値は主観で決めないこと 本事業者は、今後コウモリ類の保全措置として<u>カットイン風速未満の風速時にのみ保全措置（フェザーモード）</u>を行うかもしれない。 しかし、その場合、コウモリ類の保全措置の閾値（コウモリ類保全にとって最も重要な論点）は「カットイン風速」ということになるが、事業者が閾値を「カットイン風速」と決定した科学的根拠を述べないかぎり、それは事業者の「主観」に過ぎないことを先に指摘しておく。 コウモリ類の保全措置の閾値は、事業者が恣意的（主観的）に決めるべきではない。なぜなら、仮に保全措置を「主観で決めることが可能」、とすれば、アセス手続きにおいて科学的な調査や予測など一切行う必要がないからだ。 仮に事業者が「適切な保全措置」を実施するつもりがあるならば、科学的根拠、つまり「音声モニタリング調査の結果」を踏まえ、専門家との協議により「フェザーモードの閾値」を決めること。	コウモリ類の環境保全措置については、今後の環境影響評価の手続きの中で、専門家ヒアリングを踏まえて現地調査を実施し、影響の程度を予測した上で検討いたします。 また、影響が想定される場合には再度専門家ヒアリングを実施し、実行可能な範囲内で影響の回避又は低減を図りたいと考えております。
8	■8.環境保全措置の実施時期について これまでに他の事業者が縦覧に出した準備書及び評価書を読むと、上記の環境保全措置（低減措置）については「事後調査で重大な影響（コウモリの死体）を確認してから検討する」といったケースが散見される。しかし保全措置は「事後調査でコウモリが死んだのを確認してから検討する」のではなく、「コウモリを殺す前」から実施しないと意味がないと思う。 コウモリ類の保全措置（低減措置）は「試験運転開始日」から実施して頂きたい。	コウモリ類の環境保全措置については、今後の環境影響評価の手続きの中で、専門家ヒアリングを踏まえて現地調査を実施し、影響の程度を予測した上で検討いたします。 また、影響が想定される場合には再度専門家ヒアリングを実施し、実行可能な範囲内で影響の回避又は低減を図りたいと考えております。

表－１（４） 住民等からの意見及び事業者の見解（意見書１）

No.	一般の意見	事業者の見解
9	■9.「予測の不確実性」の定義及び基準について これまでに他の事業者が縦覧に出した準備書及び評価書を読むと「予測の不確実性」という言葉が頻出する。しかし、「予測の不確実性」の定義が曖昧で、我々住民には意味がよくわからない。定義が曖昧であれば事業者の作為が入りやすい。よって、仮に事業者らが本事業において、「予測の不確実性」について言及する場合は、「予測の不確実性」の定義及び出典を述べて頂きたい。	「発電所に係る環境影響評価の手引」（経済産業省、令和2年）によりますと予測の不確実性については、過去の環境アセスメントの実績等から、未だ予測の手法が確立されておらず、予測の結果と実際の結果に大きな差が生じるおそれがあると思われる場合と記載されています。
10	■10.「予測の不確実性」を根拠に保全措置を実施しないのは、発電所アセス省令に反する行為で「不適切」 国内の風力発電機施設において、バットストライクが多数生じ、コウモリ類へ悪影響が生じている。しかし国内の風発事業者の中に「予測に不確実性が伴うこと」を根拠に、適切な保全措置（低減措置）を実施（検討さえ）しない事業者が散見される。 「予測に不確実性を伴う」としても、それは「保全措置を検討しなくてよい」根拠にはならない。なぜならアセス省令によれば「影響がない」及び「影響が極めて小さい」と判断される以外は環境保全措置を検討すること、になっているからだ。	コウモリ類の環境保全措置については、今後の環境影響評価の手続きの中で、専門家ヒアリングを踏まえて現地調査を実施し、影響の程度を予測した上で検討いたします。 また、影響が想定される場合には再度専門家ヒアリングを実施し、実行可能な範囲内で影響の回避又は低減を図りたいと考えております。
11	■11.「予測の不確実性」を根拠に保全措置を実施しないのは「不適切」2 国内の風力発電機施設において、バットストライクが多数生じ、コウモリ類へ悪影響が生じている。しかし国内の風発事業者の中に「影響の程度（死亡する数）が正確に予測できない」ことを根拠に、適切な保全措置を実施（検討さえ）せず、事後調査に保全措置を先送りする事業者が散見される。<u>定性的予測であれば、国内外の風力発電施設においてバットストライクが多数発生しており、『コウモリ類への影響はない』『コウモリ類への影響は極めて小さい』とは言い切れない。アセス省令による「環境保全措置を検討する」段階にすでに入っている。</u> <u>よって、本事業者らの課題は、「死亡するコウモリの数」を「いかに不確実性を伴わずに正確に予測するか」ではなく、「いかにコウモリ類への影響を回避・低減するか」ではないのか。そのための調査を「準備書までに」実施して頂きたい。</u>	コウモリ類の環境保全措置については、今後の環境影響評価の手続きの中で、専門家ヒアリングを踏まえて現地調査を実施し、影響の程度を予測した上で検討いたします。 また、影響が想定される場合には再度専門家ヒアリングを実施し、実行可能な範囲内で影響の回避又は低減を図りたいと考えております。 なお、調査、予測及び評価の結果については、準備書に記載いたします。
12	■12.コウモリ類の保全措置（回避）について 樹林から200m以内に設置した風力発電機は、樹林性コウモリがバットストライクに遭遇するリスクが高くなる。国内では「林内を飛ぶから影響がない」とされてきたコテングコウモリが死んでいる※。事業者は『風力発電機は樹林から200m以上離して設置して欲しい』という住民等からの具体的要望を無視し、コピペ回答により論点をすりかえた。事業者らは住民等意見を軽視しており、その姿勢は「適切とは言えない」。 ※「高森高原風力発電事業 環境影響評価報告書」（平成31年4月、岩手県）	コウモリ類の環境保全措置については、今後の環境影響評価の手続きの中で、専門家ヒアリングを踏まえて現地調査を実施し、影響の程度を予測した上で検討いたします。 また、影響が想定される場合には再度専門家ヒアリングを実施し、実行可能な範囲内で影響の回避又は低減を図りたいと考えております。 なお、調査、予測及び評価の結果については、準備書に記載いたします。

表－１（５） 住民等からの意見及び事業者の見解（意見書１）

No.	一般の意見	事業者の見解
13	■13.コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前から」実施すること 今後、事業者は「バットストライクの予測には不確実性が伴うので、事後調査を行い、保全措置を検討する」などの主張をするかもしれない。 この「バットストライクの予測には不確実性が伴うので、事後調査を行い、保全措置を検討する」という主張には、「予測に不確実性が伴う場合は、適切な保全措置を先のばしにしてもよい」という前提が隠れている。しかし発電所アセス省令に「予測に不確実性が伴う場合は、適切な保全措置を先延ばしにしてもよい」という記載はない。これについて、事業者の見解とその理由を「丁寧に」述べて頂きたい。	コウモリ類の環境保全措置については、今後の環境影響評価の手続きの中で、専門家ヒアリングを踏まえて現地調査を実施し、影響の程度を予測した上で検討いたします。 また、影響が想定される場合には再度専門家ヒアリングを実施し、実行可能な範囲内で影響の回避又は低減を図りたいと考えております。 なお、調査、予測及び評価の結果については、準備書に記載いたします。
14	■14.コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前から」実施すること 今後、事業者は「国内においてコウモリ類の衝突実態は不明な点も多く、保全措置についても検討され始めた段階だ。よって事後調査を行って影響が確認されたら保全措置を検討する」などの主張をするかもしれない。 国内では2010年からバットストライクが確認されており（環境省自然環境局野生生物課、2010、風力発電施設バードストライク防止策実証業務報告書）、「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き（環境省、2011）」にもコウモリ類の保全措置が記載されている。「コウモリの保全措置が検討され始めた」のは最近の出来事ではない。また、仮に「国内で保全措置が検討され始めた」からといって、それが「国内の風発事業者が適切な保全措置を先のばしにしてよい」という根拠にはならないことを先に指摘しておく。事業者の見解とその理由を「丁寧に」述べて頂きたい。	コウモリ類の環境保全措置については、今後の環境影響評価の手続きの中で、専門家ヒアリングを踏まえて現地調査を実施し、影響の程度を予測した上で検討いたします。 また、影響が想定される場合には再度専門家ヒアリングを実施し、実行可能な範囲内で影響の回避又は低減を図りたいと考えております。 なお、調査、予測及び評価の結果については、準備書に記載いたします。
15	■15.バットストライクの予測は定量的に行うこと 事業者が行う「音声モニタリング調査（自動録音バットディテクターを使用した調査）」は定量調査であり、予測手法（解析ソフト）もすでに実在する（例えば「WINDBAT」http://www.windbat.techfak.fau.de/index_shtml）等。 また、バードストライクの予測手法も応用可能だ。 よって、バットストライクの予測は「<u>定量的</u>」<u>に行うこと。</u>	コウモリ類の予測については、現在、定量的に行う計画ではありませんが、引き続き国内外における最新の知見の収集に努めるとともに、現地調査結果、専門家の意見及び最新の知見を踏まえ、実行可能な範囲内で影響の回避又は低減を図りたいと考えております。

表－１（６） 住民等からの意見及び事業者の見解（意見書１）

No.	一般の意見	事業者の見解
16	■16.自動録音バットディテクターを使用した調査について ・自動録音バットディテクターは、ナセル高で長期間（冬眠期を除く1年間）のモニタリングをすること。 ・自動録音バットディテクターは、日没1時間前から、日の出1時間後まで録音すること。 ・地上からの手動バットディテクター調査については、すべての風力発電機の設置位置において、日没前から日の出後まで自動録音調査を追加するべきである。 （意見の理由）以下のガイドラインに記載がある。 ※「風力発電事業におけるコウモリ類への配慮のためのガイドライン2014年版 “Guidelines for consideration of bats in wind farm projects Revision 2014” EUROBATSPublication Series No.6」, (https://www.eurobats.org/sites/default/files/documents/news/Publication_No_6_Japanese.pdf)	自動録音のバットディテクターの調査については、音声モニタリングとして、冬季を除く1年間において、風況観測塔の約1.5m、約25m及び約50mの高さで行います。また、その他に定点録音調査として、春季、夏季及び秋季の各2週間において、地上高さで行います。
17	■17.自動録音バットディテクターを使用した解析について 準備書には以下を記載すること。（意見の理由）事業者の調査結果が適切か否かを判断するため。 ・自動録音バットディテクターの機種名及び分析ソフト名 ・バットディテクターの感度範囲 ・バットディテクターの設置高 ・バットディテクターの稼働時間及び欠測時間 ・バットディテクターの録音設定の詳細 ・解析及び予測方法の詳細	自動録音のバットディテクターについては、準備書において、機種名等の可能な範囲で仕様を記載します。
18	■18.「バットストライクに係る予測手法」について経済産業大臣に技術的な助言を求めること1 「既に得られている最新の科学的知見」によれば、バットストライクに係る調査・予測手法は欧米では確立されている技術である。しかしながら日本国内では、ブレード回転範囲におけるコウモリ類の調査が各地で行われながらも、「当該項目について合理的なアドバイスを行えるコウモリ類の専門家」の絶対数は少なく、適切な調査・予測及び評価を行えない事業者が散見される。事業者がヒアリングするコウモリ類の専門家について、仮に「地域のコウモリ相について精通」していたとしても、「バットストライクの予測」に関しては、必ずしも適切なアドバイスができるとは限らない。また、残念ながら国内においてバットストライクの予測に関して具体的指針は策定されていない。 よって、仮に事業者が「国内ではバットストライクの予測について標準化された手法は公表されていない」、「国内ではコウモリ類の定量的予測は困難」と主張する場合は、環境影響評価法第十一条第2項に従い、経済産業大臣に対し、「バットストライクに係る予測手法」について「技術的な助言を記載した書面」の交付を求めること。	コウモリ類については、専門家ヒアリングにおいて収集した情報を踏まえて調査、予測及び評価の手法を選定し、方法書「第6章6.2 調査、予測及び評価の手法の選定」に記載いたしました。 今後、現地調査、予測及び評価を実施する予定としておりますが、影響が想定される場合には再度専門家ヒアリングを実施し、実行可能な範囲内で影響の回避又は低減を図りたいと考えております。 なお、これらについては、方法書手続きにおいて、住民等のご意見等を踏まえつつ審査され、経済産業大臣により、環境影響評価の項目並びに手法等について必要に応じて勧告がなされます。 方法書の審査結果を踏まえ、環境影響評価の項目並びに手法等の選定を行うこととなりますが、その際、必要であると認められる場合には、環境影響評価法第十一条第2項に従い、技術的な助言を求めます。

表－１（７） 住民等からの意見及び事業者の見解（意見書１）

No.	一般の意見	事業者の見解
19	■19.月2回程度の死骸探索調査など信用できない コウモリの死骸はスカベンジャーに持ち去られて3日程度で消失することが明らかとなっている ＊。仮に月2回程度の事後調査で「コウモリは見つからなかった」などと主張しても、信用できない。 ＊平成28年度～平成29年度成果報告書 風力発電等導入支援事業 環境アセスメント調査早期実施実証事業 環境アセスメント迅速化研究開発事業（既設風力発電施設等における環境影響実態把握I報告書） P213.NEDO,2018.	コウモリ類の事後調査については、今後の環境影響評価の手続きの中で、専門家ヒアリングを踏まえて現地調査を実施し、影響の程度を予測した上で検討いたします。
20	■20.コウモリ類の死骸探索調査について コウモリの死骸はスカベンジャーに持ち去られて3日程度で消失することが明らかとなっている ＊。よって、 ①コウモリ類の死骸探索調査は、1基あたり連続3日間の調査を月2回以上（もしくは週1回の調査を月4回以上）実施すること。 ②死骸探索調査は日の出より開始すること。 ③個々の発電機について、探索可能面積の割合を記録し報告すること。 ＊平成28年度～平成29年度成果報告書 風力発電等導入支援事業 環境アセスメント調査早期実施実証事業 環境アセスメント迅速化研究開発事業（既設風力発電施設等における環境影響実態把握I報告書） P213.NEDO,2018.	コウモリ類の事後調査については、今後の環境影響評価の手続きの中で、専門家ヒアリングを踏まえて現地調査を実施し、影響の程度を予測した上で検討いたします。
21	■21.コウモリ類の事後調査はナセルに自動録音バットディテクターを設置すること コウモリの事後調査は、「コウモリの活動量」、「気象条件」、「死亡数」を調べることに。コウモリの活動量と気象条件は、死亡の原因を分析する上で必要である。「コウモリの活動量」を調べるため、ナセルに自動録音バットディテクターを設置し、日没1時間前から日の出1時間後まで毎日自動録音を行い、同時に風速と天候を記録すること。 （意見の理由）以下のガイドラインに記載がある。 ※「風力発電事業におけるコウモリ類への配慮のためのガイドライン2014年版 “Guidelines for consideration of bats in wind farm projects Revision 2014” EUROBATSPublication Series No.6」, (https://www.eurobats.org/sites/default/files/documents/news/Publication_No_6_Japanese.pdf)	コウモリ類の事後調査については、今後の環境影響評価の手続きの中で、専門家ヒアリングを踏まえて現地調査を実施し、影響の程度を予測した上で検討いたします。

表－１（８） 住民等からの意見及び事業者の見解（意見書１）

No.	一般の意見	事業者の見解
22	■22.「事後調査」は信用できない ①事後調査結果について住民は意見書を出せない。 ②事後調査結果を公正に審査する第三者委員がない。 ③事業者側が擁立する専門家は事業者の利害関係者である可能性が高いので信用できない。 ④仮に事後調査でコウモリの死骸が確認されても、事業者が追加の保全措置をする義務はなく、罰則もない。 ①～④の理由から、「事後調査」は信用できない。	コウモリ類の事後調査については、今後の環境影響評価の手続きの中で、専門家ヒアリングを踏まえて現地調査を実施し、影響の程度を予測した上で検討いたします。

表－２ 住民等からの意見及び事業者の見解（意見書２）

No.	一般の意見	事業者の見解
23	コウモリ類について 欧米での風力発電アセスメントにおいて、最も影響を受ける分類群としてコウモリ類と鳥類が懸念されており（バット&バードストライク）、その影響評価等において重点化されている。 国内でもすでに風力発電機によるバットストライクが多数起きており、不確実性を伴うものではなく、確実に起きる事象と予測して影響評価を行うべきである。 このことを踏まえて環境保全の見地から、本方法書に対して以下の通り意見を述べる。 なお、本意見は要約しないこと。	いただいたご意見につきましては、要約せず、全文を公開いたします。
24	1.方法書の段階において少なくとも哺乳類の専門家にヒアリングを行ったことは評価される。	今後の環境影響評価の手続きにおいても、適宜専門家へのヒアリングを実施する予定としております。
25	2.コウモリ類の「夜間調査」に「可能な範囲でライト照射による目視観察を実施する」と記載されているが、どのようなライトでも直接照射はコウモリ類の生息に大きな影響を与えるため実施するべきではない。特に餌場における実施は捕食阻害の影響が著しく、餌不足による出産哺育への障害、利用生息地阻害などが懸念され、夜行性動物に対するこの行為は光害として環境省も注意喚起を行っている（環境省HP光害について）。 コウモリ類の研究者や愛好者から成り国内の唯一の全国組織である「コウモリの会」のHPにおいても強力ライトの使用は認めていない（http://www.bscj.net/houso-tyuui090430.pdf）。	コウモリ類については、専門家ヒアリングにおいて収集した情報を踏まえて調査、予測及び評価の手法を選定し、方法書「第6章6.2調査、予測及び評価の手法の選定」に記載いたしました。 今後、現地調査、予測及び評価を実施する予定としておりますが、影響が想定される場合には再度専門家ヒアリングを実施し、実行可能な範囲内で影響の回避又は低減を図りたいと考えております。
26	3.夜間および定点録音調査で使用するバットディテクターの機種を記載すること。	バットディテクターの機種については、準備書において記載します。
27	4.音声モニタリング調査におけるマイクの録音方向を記載すること。	バットディテクターを用いた録音調査のマイクについては、上空に向けて設置する予定です。
28	5.音声モニタリング調査における25m高からの調査は不要と考える。	コウモリ類については、専門家ヒアリングにおいて収集した情報を踏まえて調査、予測及び評価の手法を選定しました。 今後、現地調査、予測及び評価を実施する予定としておりますが、影響が想定される場合には再度専門家ヒアリングを実施し、実行可能な範囲内で影響の回避又は低減を図りたいと考えております。
29	6.今後はコウモリ類の専門家の具体的な指導を仰ぎ、コウモリ類の調査について十分な経験と知識を持った者による適切な調査、予測評価、保全措置を行う必要があるだろう。	コウモリ類については、専門家ヒアリングにおいて収集した情報を踏まえて調査、予測及び評価の手法を選定しました。 今後、現地調査、予測及び評価を実施する予定としておりますが、影響が想定される場合には再度専門家ヒアリングを実施し、実行可能な範囲内で影響の回避又は低減を図りたいと考えております。 なお、調査、予測評価、保全措置、事後調査については、コウモリ類調査の十分な経験と知識を持った者が適切に実施いたします。

表－３（１） 住民等からの意見及び事業者の見解（意見書３）

No.	一般の意見	事業者の見解
30	(1)事業全体について 貴社が作成した方法書に示されている対象事業実施区域（以下、計画地という）とその周辺は、風車の建設による影響を受けやすいシマフクロウ、タンチョウ、オオワシ、オジロワシ、クマタカ、イヌワシ、オオタカ、ハヤブサ、クマゲラ、オオセグロカモメ、ウミネコ、オオジシギ、ヒメウ、ケイマフリ、アカモズなど、環境省および北海道によるレッドリスト掲載種等の希少鳥類の生息地やガン・ハクチョウ類の渡り・移動経路と重なっており、この地域が希少猛禽類のホットスポットであることが明らかになっている。これらのことは、配慮書に対する北海道知事意見や経済産業大臣意見および配慮書や方法書における専門家等へのヒアリング結果でも述べられており、環境省が作成した環境アセスメント環境基礎情報データベースシステム（EADAS）にある風力発電における鳥類のセンシティブティマップ（陸域版）でも注意喚起A3およびBの注意喚起メッシュとして示されている。 クマタカにおいて風車に衝突死するバードストライクが発生することは、武田(2013)によりすでに国内で確認されている。また、風車の稼働によるクマタカの営巣地放棄については、三宅（2020）で報告されている。オジロワシでは国内でも多くのバードストライクが発生しており（浦2015）、国内における希少猛禽類の保全上、大きな問題となっている。また、タンチョウやシマフクロウは空中架線等への衝突事例が多く確認されていることから（住吉1989、環境省2014）、電線や回転する風車ブレードなど視認しづらい人工物への衝突リスクが潜在的に高い種と考えられ、この他に、国内でバードストライクの事例が発生している、オオワシ、イヌワシ、ハヤブサ、ヒメウ、オオジシギ、オオセグロカモメ、ウミネコの生息が確認されている（浦2015）。さらに、オオワシやオジロワシ、ガン・ハクチョウ類の移動経路上に風車を建設した場合には、障壁影響が生じることも国内事例としてすでに確認されている（Ura et al. 2017）。 それらを踏まえて希少鳥類等の保全の観点から考えると、風車の建設がこれらの希少鳥類に与える影態は甚大であると予測され、当該地域は風車建設には不適切であり、計画地として除外されるべき地域である。そのため、本事業は現地調査の実施および環境影響評価準備書の作成に進まずに、現段階をもって事業を中止すべきである。 以下に、現地調査を行う場合の注意点等を述べるが、(2)以降の意見は、前述の立場に立ったうえで方法書の記載内容に対して意見を述べるものであり、現地調査の実施および準備書の作成に進むことを容認するものではない。	鳥類については、専門家ヒアリングにおいて収集した情報を踏まえて調査、予測及び評価の手法を選定しました。 今後、現地調査、予測及び評価を実施する予定としておりますが、バードストライクについては、引き続き、情報収集に努め、影響が想定される場合には再度専門家ヒアリングを実施し、実行可能な範囲内で影響の回避又は低減を図りたいと考えております。

表－３（２） 住民等からの意見及び事業者の見解（意見書３）

No.	一般の意見	事業者の見解
31	(2)一般鳥類調査について 方法書に記載されている方法では、計画地とその周辺の鳥類相を詳細に把握することはできない。上記のように計画地には希少鳥類が多いが、希少種は調査中における出現確率が低いため、それらの生息状況を詳しく把握するには、ラインセンサス調査およびポイントセンサス調査において、事前に調査日数を設定せず、繁殖期等の一定期間内で鳥類の出現種数が飽和するまで調査を継続すべきである。また、計画地とその周辺にはエゾフクロウなど夜行性の鳥類が生息している可能性があるため、任意調査として夜間の音声録音調査等を実施して、夜行性鳥類の生息状況についても詳しく調べるべきである。	鳥類については、専門家ヒアリングにおいて収集した情報を踏まえて調査、予測及び評価の手法を選定しました。 今後、現地調査、予測及び評価を実施する予定としておりますが、影響が想定される場合には再度専門家ヒアリングを実施し、実行可能な範囲内で影響の回避又は低減を図りたいと考えております。 なお、フクロウ類については、専門家ヒアリングを実施しているものの、希少種保護の観点から公開していない情報があります。 今後の手続きにおいても専門家へのヒアリングを予定していますが、同様の理由により公開でない情報があることをご理解ください。
32	表6.2-8(1)ではラインセンサス調査について、設定ルートで1ラインあたり早朝、午前、午後の3回ずつ実施すると記載されているが、日の出後6～13時間後など時間帯によっては鳥類の出現が少なくなるので（由井1992）、そのような時間帯での調査は避けるべきである。	ラインセンサス調査については、専門家ヒアリングにおいて収集した情報を踏まえて調査、予測及び評価の手法を選定しました。 今後、現地調査、予測及び評価を実施する予定としておりますが、影響が想定される場合には再度専門家ヒアリングを実施し、実行可能な範囲内で影響の回避又は低減を図りたいと考えております。
33	表6.2-8(1)にあるラインセンサス調査の方法の説明には、「球体モデルによる風車への鳥類衝突数の推定法（由井ほか2013）」等を参考に、また、確認高度を記録する、とあることから、貴社は空間飛行調査を兼ねた鳥類相調査を実施しようとしているものと考えられる。そうであれば、すべての風車設置予定位置の周辺で空間飛行調査を実施し、計画地全体における鳥類の衝突確率等を計算できるように調査地点の設定等をやり直すべきである。	「球体モデルによる風車への鳥類衝突数の推定法（由井他、2013）」等を参考とする調査は、ポイントセンサス調査、定点観察調査及び帯状区調査です。 これら調査の地点については、専門家ヒアリングにおいて収集した情報を踏まえて選定しました。 今後、現地調査、予測及び評価を実施する予定としておりますが、影響が想定される場合には再度専門家ヒアリングを実施し、実行可能な範囲内で影響の回避又は低減を図りたいと考えております。
34	(3)希少猛禽類調査について 対象事業実施区域周辺は、日高山脈で繁殖するシマフクロウだけでなく道東や十勝方面から日高山脈以西へと繋がるシマフクロウの分散ルート上にあたると想定される。現在把握されている生息地に限らず、区域周辺の小河川を分散中の個体が利用している可能性もある。専門家の適正な助言を得て、各河川に録音機を設置して生息状況をしっかりと把握すべきである。	フクロウ類については、専門家ヒアリングを実施しているものの、希少種保護の観点から公開していない情報があります。 今後の手続きにおいても専門家へのヒアリングを予定していますが、同様の理由により公開でない情報があることをご理解ください。
35	表6.2-17(1)によると、希少猛禽類調査ではクマタカの生息を想定した調査時期や期間を設定しているが、計画地にはクマタカ以外の希少猛禽類（フクロウ類を含む）も生息しているので、それらのすべてを対象として、適切な調査時期や期間、時間等を設定すべきである。	希少猛禽類の調査期間については、専門家ヒアリングにおいて収集した情報を踏まえて選定しました。 なお、フクロウ類については、専門家ヒアリングを実施しているものの、希少種保護の観点から公開していない情報があります。 今後の手続きにおいても専門家へのヒアリングを予定していますが、同様の理由により公開でない情報があることをご理解ください。

表－３（３） 住民等からの意見及び事業者の見解（意見書３）

No.	一般の意見	事業者の見解
36	図6.2-5(4)から(21)にかけて、希少猛禽類の調査地点における上空視野および地上視野が地図上に示されているが、上空視野についてはすべて円形の視野が確保できることになっている。しかし、実際には現地の微地形や樹林の存在等の影響により、地上にある調査地点からはここにあるような円形の視野を確保できるとは考えられない。そのため貴社は、あらためて実際の視野を示す視野図を作成し、そのうえで計画地の中で視野が確保できていない場所を確認したら、その視野の隙間を埋め、できる限り計画地のすべての範囲で視野を確保して調査できるように調査地点を増やすべきである。	希少猛禽類の調査地点については、広く上空の視野が確保できると考えられる地点を選定しているため、上空視野を円型としています。
37	表6.2-7(2)では、希少猛禽類調査における観察定点17地点のうち、希少猛禽類の出現状況に応じて適宜6地点を選択して調査を実施するとある。しかし、計画地では全域において希少猛禽類が生息している可能性があるため、17地点すべてで同じ日に調査をし、希少猛禽類の生息状況や行動を詳しく把握すべきである。そのことは、表6.2-8(2)にある定点観察調査の方法の説明に、球体モデルによる風車への鳥類衝突数の推定法（由井ほか2013）等を参考にする、また、確認高度を記録することからも言える。そのうえで表6.2-18にある各月3日間×2回の調査を実施すべきである。 なお、希少猛禽類調査にあたっては、飛翔位置を正確に把握できるよう、レーザーレンジファインダー等の電子機器を使用すべきである。また、猛禽類は特に視界の悪い荒天時にバードストライクが多く発生する可能性があるため、調査日数を増やすなどして、荒天時についても飛翔等の行動のデータ取得に努めるべきである。	希少猛禽類については、専門家ヒアリングにおいて収集した情報を踏まえて調査、予測及び評価の手法を選定しました。 今後、現地調査、予測及び評価を実施する予定としておりますが、影響が想定される場合には再度専門家ヒアリングを実施し、実行可能な範囲内で影響の回避又は低減を図りたいと考えております。
38	(4)渡り鳥調査について 表6.2-18(1)に渡り鳥調査の調査日数として、各月1日間または2日間を3回と記載されているが、特に秋は荒天時に鳥類の渡りが減少することが知られているため、渡り鳥調査はできるだけ好天時に実施すべきである。一方、渡り鳥は、視界の悪い荒天時にバードストライクが多く発生する可能性があるため、調査日数を増やすなどして、荒天時の飛翔行動についてもデータ取得に努めるべきである。	渡り鳥の調査期間については、専門家ヒアリングにおいて収集した情報を踏まえて選定しました。 今後、現地調査、予測及び評価を実施する予定としておりますが、影響が想定される場合には再度専門家ヒアリングを実施し、実行可能な範囲内で影響の回避又は低減を図りたいと考えております。

表－３（４） 住民等からの意見及び事業者の見解（意見書３）

No.	一般の意見	事業者の見解
39	・図6.2-5(22)から(33)にかけて、渡り鳥の調査地点における上空視野および地上視野が地図上に示されているが、上空視野についてはすべて円形の視野が確保できることになっている。しかし、実際には現地の微地形や樹林の存在等の影響により、地上にある調査地点からはここにあるような円形の視野を確保できるとは考えられない。そのため貴社は、あらためて実際の視野を示す視野図を作成し、そのうえで計画地の中で視野が確保できていない場所を確認したら、その視野の隙間を埋め、できる限り計画地のすべての範囲で視野を確保して調査できるように調査地点を増やすべきである。	渡り鳥の調査地点については、広く上空の視野が確保できると考えられる地点を選定しているため、上空視野を円型としています。
40	・表6.2-8(2)にある渡り鳥の定点観察調査および帯状区調査の方法の説明には、「球体モデルによる風車への鳥類衝突数の推定法（由井ほか2013）」等を参考にすると、また、確認高度を記録することから、貴社は空間飛翔調査を兼ねた渡り鳥調査を実施しようとしているものと考えられる。そうであれば、すべての風車設置予定位置の周辺で空間飛翔調査を実施し、計画地全体における渡り鳥等の衝突確率等を計算できるように調査地点の設定等を行い直すべきである。	渡り鳥の調査地点については、専門家ヒアリングにおいて収集した情報を踏まえて選定しました。 今後、現地調査、予測及び評価を実施する予定としておりますが、影響が想定される場合には再度専門家ヒアリングを実施し、実行可能な範囲内で影響の回避又は低減を図りたいと考えております。
41	・レーダー調査の実施は春および秋の各季3日間程度としているが、渡り鳥調査と同様、月3回程度は昼夜問わずレーダー調査を実施し、定点観察調査および帯状区調査の結果とも比較しながら計画地とその周辺における渡り鳥の飛翔や移動の状況を詳しく把握したうえで、鳥類等への影響を評価すべきである。なお、渡り鳥調査にあたっては、特に猛禽類やガン・ハクチョウ類など大型鳥類の飛翔位置を正確に把握できるよう、レーザーレンジファインダー等の電子機器を使用すべきである。	レーダー調査の調査期間については、専門家ヒアリングにおいて収集した情報を踏まえて選定しました。 今後、現地調査、予測及び評価を実施する予定としておりますが、影響が想定される場合には再度専門家ヒアリングを実施し、実行可能な範囲内で影響の回避又は低減を図りたいと考えております。
42	(5)ドローンによる調査について タンチョウ調査において、ドローンを用いた調査を実施するとあるが、繁殖には影響のないように十分留意すべきである。タンチョウがドローンの飛行に対して、警戒、あるいは逃避行動を示した場合、調査は即刻中止すべきである。また、高倍率ズームカメラを搭載できるドローンのモデルを選択するなどして、特に繁殖するタンチョウに近付きすぎないような配慮も必要である。ドローンを用いた繁殖期のタンチョウ調査等では、釧路湿原や千歳市舞鶴遊水地で事例があるので、参考にされたい。	タンチョウのドローンを用いた調査を実施する場合には、ドローンの飛行によるタンチョウの繁殖への影響が生じないように十分に留意して実施します。また、必要に応じて、専門家に指導いただく予定です。

表－３（５） 住民等からの意見及び事業者の見解（意見書３）

No.	一般の意見	事業者の見解
43	(6)淡水魚類及び底生動物の調査について 図6.2-5(38)では、歌別川を除いて各河川とも1地点で調査地点が設定されている。歌別川同様に流路が長く保護水面の設定がされているニカンベツ川においても、歌別川同様に複数地点での調査を実施すべきである。	淡水魚類及び底生動物の調査地点については、専門家ヒアリングにおいて収集した情報を踏まえて選定しました。 今後、現地調査、予測及び評価を実施する予定としておりますが、影響が想定される場合には再度専門家ヒアリングを実施し、実行可能な範囲内で影響の回避又は低減を図りたいと考えております。 なお、淡水魚類については、ニカンベツ川の河口の地点で環境DNA調査を実施することにより、ニカンベツ川に生息する主な淡水魚類を把握することが可能と考えます。
44	(7)累積的影響評価について 方法書では、計画地がえりも町笛舞を中心とする北部、えりも町新浜を中心とする西部、えりも町歌別を中心とする東部の3つの地域に分かれているが、環境影響をそれぞれの地域ごとに評価するだけではなく、これらを一つの計画地としてとらえて、累積的な影響の評価について また、この地域には他の事業者による風力発電事業の計画もあることから、他の事業者の計画であっても、計画通りに風車が建設された状況を想定し、お互いの事業者が計画段階であっても情報を共有し、累積的な影響の評価を慎重に実施することを求める。	本事業による環境影響については、西部、中部及び西部の地区ごとで評価するとともに、これらを一つの計画地ととらえて評価する予定です。 他事業者との協議は現在まで行っておりませんが、環境影響への累積的な影響については、他事業者の今後の事業計画に係る情報収集に努めます。

表－４ 住民等からの意見及び事業者の見解（意見書４）

No.	一般の意見	事業者の見解
45	化石燃料、CO2の削減は大事なことだと思っておりますが、局地的な自然環境の保全も大変重要と考えます。十分な環境調査とその結果への真摯な対応をお願いします。	今後、現地調査、予測及び評価を実施し、実行可能な範囲内で影響の回避又は低減を図りたいと考えております。

北海道新聞 札幌本社版 (令和 3 年 1 月 13 日(水) 朝刊 29 面)

お知らせ

環境影響評価法に基づき、「(仮称)えりも地区風力発電事業 環境影響評価方法書」(以下、方法書)の縦覧及び説明会の開催について、次のとおり公告いたします。

【事業者の名称、代表者等の氏名及び主たる事務所の所在地】

名称 株式会社 afterfit
代表者 代表取締役 谷本 貫造
所在地 東京都港区芝大門二・四・六 豊国ビル

【対象事業の名称、種類及び規模】

名称 (仮称)えりも地区風力発電事業
種類 風力発電所
規模 最大三十五万二千キロワット

【対象事業実施区域】 北海道幌泉郡えりも町

【対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲】 北海道幌泉郡えりも町及び様似郡様似町

【縦覧の場所、期間及び時間】

一、場所 えりも町役場企画課(幌泉郡えりも町字本町二〇六番地)／様似町役場企画調整課様似郡様似町大通二丁目二十番地)／北海道日高振興局保健環境部環境生活課(浦河郡浦河町栄丘東通五十六)

二、期間 令和三年一月十三日(水)から令和三年二月十二日(金)まで(土曜日、日曜日、祝日は除きます。)

三、時間 午前九時から午後五時まで

【インターネットによる公表】

方法書は縦覧の期間 次のウェブページでご覧いただけます。

ホームページURL <http://www.afterfit.co.jp>

【環境の保全の見地からの意見の提出】

方法書について環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、縦覧場所に備え付けの意見書箱に投函くださるか、または書簡にて郵送によりお寄せください。

一、意見書の記載事項

・氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
・提出の対象である方法書の名称
・方法書についての環境の保全の見地からのご意見(日本語により意見の理由を含めて記載してください。)

二、意見書の提出期限 令和三年一月十三日(水)から

令和三年二月二十六日(金)まで

三、意見書の郵送先

〒一〇五・〇〇二二 東京都港区芝大門二・四・六 豊国ビル 株式会社 afterfit 風力チーム

※意見書に記載された個人情報、本件についてのみ使用し、それ以外の目的には使用いたしません。

【説明会を開催する日時及び場所】

一、日時 令和三年二月二十四日(日)午後時から午後三時まで

場所 えりも町福祉センター
(北海道幌泉郡えりも町本町三五七番地)

二、日時 令和三年二月七日(日)午後時から午後三時まで

場所 様似町中央公民館
(北海道様似郡様似町大通二丁目二十一番地)

※新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、マスクの着用及び入口での検温、手指の消毒にご協力下さい。

【公表事項へのお問い合わせ先】

株式会社 afterfit 風力チーム
電話 〇三六八・六八五二六八

(土曜日、日曜日、祝日を除く、午前九時から午後五時まで)

プレスリリース

「(仮称) えりも地区風力発電事業 環境影響評価方法書」 縦覧について

2021年1月13日



環境影響評価法第5条の1に基づき、(仮称)えりも地区風力発電事業 環境影響評価方法書(以下「方法書」という)並びに同方法書の要約書(以下「要約書」という)を作成しましたので、同法第7条の規定に基づき公告します。

縦覧について

場所	えりも町役場 企画課(幌泉郡えりも町字本町206番地) 様似町役場 企画調整課(様似郡様似町大通1丁目21番地) 北海道日高振興局 保健環境部環境生活課(浦河郡浦河町栄丘東通56)
方法書の縦覧期間	令和3年1月13日(水)から令和3年2月12日(金)まで
時間	午前9時から午後5時まで(いずれも、土日祝日を除く開庁時)

インターネットによるお知らせ ((株)afterFIT のホームページ)

方法書の内容

- [表紙と目次](#)
- [目次](#)
- [第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地](#)
- [第2章 対象事業の目的及び内容](#)
- [第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況](#)
 - [3.1 事業実施想定区域及びその周囲の概況](#)
 - [3.2 社会的状況](#)
- [第4章 計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果](#)
- [第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解](#)
- [第6章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の方法](#)
- [第7章 その他環境省令で定める事項](#)
- [添付資料](#)
- [要約書](#)

意見書の提出

環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、住所、氏名、環境影響評価方法書の名称、ご意見を明記して、縦覧場所に備え付けの意見書箱に投函いただくか、以下のお問い合わせ先に郵送してください。

※提出されたご意見は、住所、氏名などの個人情報を除き、公表されることがあります。

意見書の提出期間

令和3年1月13日(水)から令和3年2月26日(金)まで

お問い合わせ先

株式会社afterFIT

担当	風力チーム
住所	〒105-0012 東京都港区芝大門2-4-6豊国ビル
電話	03-6868-5268
FAX	03-6868-5498
営業時間	平日 9時30分～18時30分

※なお、「方法書」の印刷及びダウンロードはできません。

「方法書」の著作権は事業者等が所有しています。「私的使用のための複製」や「引用」など、著作権上認められた場合を除き、無断で複製、販売、貸与、転用、他のWEBサイトへの掲載等を行うことは、著作権法違反になる場合がありますのでご注意ください。



インターネットによるお知らせ
(北海道のホームページ)

[ホーム](#) > [環境生活部](#) > [環境局環境政策課](#) > 5-1-1_案件個票_法61_ (仮称) えりも地区風力発電事業

[ツイート](#)

最終更新日：2021年1月13日（水）

法61：（仮称）えりも地区風力発電事業

事業名	(仮称) えりも地区風力発電事業	
事業者	株式会社afterFIT	
事業の種類	風力発電所	
事業の規模	最大352,000kW	
事業実施区域	えりも町	
関係市町村	えりも町、様似町	
配慮書	公表日	令和2年(2020年)6月22日
	縦覧期間	令和2年(2020年)6月22日 ～ 令和2年(2020年)7月22日
	縦覧場所	えりも町役場企画課 北海道日高振興局保健環境部環境生活課
	インターネットによる公表	事業者ウェブサイト
	説明会	—
	一般意見提出期限	令和2年(2020年)7月22日
	知事意見	令和2年(2020年)9月9日 知事意見はこちら
方法書	公告日	令和3年(2021年)1月13日
	縦覧期間	令和3年(2021年)1月13日 ～ 令和3年(2021年)2月12日
	縦覧場所	えりも町役場企画課 様似町役場企画調整課 北海道日高振興局保健環境部環境生活課
	インターネットによる公表	事業者ウェブサイト
	説明会	(えりも町) えりも町福祉センター 令和3年(2021年)1月24日(日) 13:00～15:00 (様似町) 様似町中央公民館 令和3年(2021年)2月7日(日) 13:00～15:00
	一般意見提出期限	令和3年(2021年)2月26日
	知事意見	
準備書	公告日	
	縦覧期間	
	縦覧場所	
	インターネットによる公表	
	説明会	
	一般意見提出期限	
	公聴会	
評価書	公告日	
	縦覧期間	
	縦覧場所	
	インターネットによる公表	
事後調査報告書	公表日	
	公表方法等	

広報紙等によるお知らせ
(「広報えりも 12 月号」及び「様似町お知らせ 1 月 15 日号」 折り込み)

えりも町民及び様似町民の皆様方へ

「(仮称)えりも地区風力発電事業 環境影響評価方法書」
縦覧及び住民説明会開催のお知らせ

株式会社 afterFIT

このたび弊社が計画しております「(仮称)えりも地区風力発電事業」について、
環境影響評価法に基づき、環境影響評価方法書を作成いたしました。

つきましては、環境の保全の見地からの意見を求めるにあたり、下記のとおり
環境影響方法書の縦覧を行いますのでお知らせいたします。

記

1. 事業者の名称 株式会社 afterFIT(アフターフィット)
代表者の氏名 代表取締役 谷本 貫造
事務所の所在地 東京都港区芝大門 2-4-6 豊国ビル
2. 対象事業の名称 (仮称)えりも地区風力発電事業
種類 風力発電所設置事業
規模 最大 352,000 キロワット
3. 対象事業実施区域 北海道幌泉郡えりも町
4. 縦覧場所及び時間 えりも町役場 企画課(2階)
様似町役場 企画調整課(2 階)
北海道日高振興局 保健環境部 環境生活課
期間 令和 3 年 1 月 13 日(水)から令和3年2月 12 日(金)まで
時間 午前9時から午後5時まで(いずれも、土日祝日を除く開庁時)

※電子縦覧は下記のウェブページで実施いたします。

<http://www.afterfit.co.jp> ニュースメニューまたは CSR ページよりご覧ください。

裏面につづく

after **FIT**

広報紙等によるお知らせ
(「広報えりも 12 月号」及び「様似町お知らせ 1 月 15 日号」 折り込み)

5. 住民説明会の開催
を予定する場所
- ①日時 令和 3 年 1 月 24 日(日) 13 時～
場所 えりも町福祉センター
(北海道幌泉郡えりも町本町 357 番地)
- ②日時 令和 3 年 2 月 7 日(日) 13 時～
場所 様似町中央公民館
(北海道様似郡様似町大通 1 丁目 21 番地)

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、マスクの着用及び入口での検温、手指の消毒にご協力下さい。

6. 意見書の提出
- 環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、住所・氏名・計画段階環境配慮書の名称((仮称)えりも地区風力発電事業方法書)・ご意見を明記して、縦覧場所に備え付けの意見書箱に投函いただくか、以下のお問い合わせ先に郵送してください。
- ※提出されたご意見は、住所、氏名などの個人情報を除き、公表されることがあります。

7. お問い合わせ先 〒105-0012 東京都港区芝大門 2-4-6 豊国ビル
株式会社 afterFIT 風力チーム
電話 03-6868-5268 FAX 050-6865-3982

以上

ご意見記入用紙

「(仮称) えりも地区風力発電事業 環境影響評価方法書」

ご意見記入用紙

「(仮称)えりも地区風力発電事業 環境影響評価方法書」について、環境保全の見地からのご意見をお持ちの方は、縦覧場所に備え付けの意見書箱にご投函くださるか、または書簡にて下記の住所宛にお送りください。

○意見書の郵送先

105-0012

東京都港区芝大門 2-4-6 豊国ビル

(株)afterFIT 風力チーム 宛

○意見書の提出期限

令和3年2月26日(金)

意見書

項 目	ご 記 入 欄
お 名 前 〔 法人その他の団体にあつては、 法人名・団体名、代表者の氏名 〕	
ご 住 所 〔 法人その他の団体にあつては、 主たる事務所の所在地 〕	〒
環境影響評価方法書に対する 環境の保全の見地からのご意見 〔 日本語により意見の理由を含め て記載してください。 〕	

注：1.お名前、ご住所の記入をお願いします。なお、本用紙の情報は、個人情報保護の観点から適切に取り扱います。

2.この用紙に書ききれない場合は、裏面あるいは別の A4 用紙をお使いください。